

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

佐賀厚生年金 事案 1119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 5 日から 45 年 10 月 31 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A事業所（現在は、B事業所）で勤務していた昭和 43 年 2 月 5 日から 45 年 10 月 31 日までの期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、C事業所における7か月間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間と未請求となっている被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA事業所に係る健康保険整理番号の前後 25 番以内に記録がある女性 7 人のうち、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 45 年 10 月 31 日）の前後 2 年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の受給要件を満たした者は二人いるところ、そのうち脱退手当金の支給記録があるのは一人のみである上、その者は、脱退手当金の計算の基礎とされた最終事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 31 年後に脱退手当金が支給されていることが確認できることから、当該事業所において事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

佐賀厚生年金 事案 1120 (事案 308 及び 973 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から同年9月1日まで

昭和27年1月にA事業所を退職後、すぐにB社に入社し、勤務した。同社在籍中にC社の試験を受け、同年7月の入社予定直前に入院していたこともあり、同年9月から試用員として入社した。D医療機関に入院したときは、B社の健康保険により治療を受けていたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

今回、改めて、当時入院していたD医療機関を退院後、同機関の看護婦から自宅で栄養剤の静脈注射を数か月間続けて注射してもらったことと、看護婦の名字を思い出したので、その看護婦の方に当時の健康保険証のことを聞いて、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、B社では、当時、社員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録が無く、整理番号に欠番は無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人から申立期間においてB社で勤務し、同社在籍中、入院した際に同社に係る健康保険の給付を受けたとの再申立てがなされたが、申立人が同社在籍中に入院していたとするD医療機関には、申立人が入院していたことを示す資料は保管されておらず、同社に係る健康保険被保険者証を使用したことを確認することができず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、平成22年5月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、改めて、当時入院していたD医療機関を退院後、同機関の看護婦から自宅で栄養剤の静脈注射を数か月間続けて注射してもらったこと、及び看護婦の名字を思い出したので、その看護婦に当時の健康保険証のことを聞いてもらい、再度審議してほしい旨申し立てているが、D医療機関においては、名字だけでは看護婦を特定できない状況にあったことから、当該名字で申立人が退職したとする昭和27年8月31日以前に厚生年金保険の資格を取得した被保険者について確認したところ、15人が該当し、このうち申立期間において厚生年金保険の被保険者で、所在が判明した者が1人おり、その者に照会したところ、申立人のことは記憶しておらず、また、申立期間当時、訪問診療において患者に注射した経験は無いと供述していることから、申立人が申し出た看護婦を特定することができない。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 3 日から 38 年 5 月 20 日まで
昭和 28 年 9 月 3 日から 38 年 5 月 20 日までの期間、A 事業所で勤務した。結婚の為に退職したが、脱退手当金について会社から何も説明を受けていない。

脱退手当金を昭和 38 年 7 月 18 日に受給したことになっているが、脱退手当金をもらった記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 事業所に係る健康保険整理番号の前後 50 番以内に記録されている女性 46 人のうち、申立人の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 38 年 5 月 20 日）の前後 2 年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の支給要件である 2 年以上の被保険者期間がある者 32 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、25 人に支給記録があり、そのうち 21 人は資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 7 月 18 日に支給されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 40 年 12 月 7 日まで
昭和 31 年 3 月 1 日から 40 年 12 月 7 日までの期間、A 事業所で勤務した。結婚のために退職したが、脱退手当金について会社から何も説明を受けていない。

脱退手当金を昭和 41 年 4 月 13 日に受給したことになっているが、脱退手当金をもらった記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 事業所に係る健康保険整理番号の前後 50 番以内に記録がある女性 58 人のうち、申立人の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 40 年 12 月 7 日）の前後 2 年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の受給要件である 2 年以上の被保険者期間がある者 19 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17 人に支給記録があり、そのうち 16 人は資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 4 月 13 日に支給されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。